

修学資金返還免除申請書

1. 当然免除

ア 卒業後、1年以内に免許を取得（登録）し、直ちに免除対象施設において引き続き義務年限の期間看護業務に従事したとき。

※ 看護業務従事期間とは、免許登録年月日から計算します。

添付書類・・・看護業務従事証明書（病院ごと。ただし提出済のものは省略できる。詳しくは、担当へ確認すること。）

- ・免許証の写し（裏書きがある場合には両面コピー。ただし提出済の者は省略できる。詳しくは、担当へ確認すること。）
- ・履歴書

イ 上記勤務中に業務上の理由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため復職する見込みが無くなったとき。

添付書類・・・診断書

- ・履歴書
- ・免許証の写し（裏書きがある場合には両面コピー。ただし提出済の者は省略できる。詳しくは、担当へ確認すること。）
- ・看護業務従事証明書等

2. 裁量免除（履行期未到来部分の全部又は一部）

※ 添付書類は当然免除に同じ

ア 免除対象施設において修学資金貸与期間（通算）以上看護業務に従事したとき。（詳しくは貸与条例を参考）

イ 死亡又は心身障害により修学資金を返還することが出来なくなったとき。

※ 免除申請用「看護業務従事証明書」は、勤務施設を変える際には、忘れずに取得して下さい。